

# 人権が尊重される豊かな社会を目指して

## 第71回 人権週間

令和元年12月4日(水)～12月10日(火)



私たち人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、日高川町内で人権擁護活動を行っています。(敬称略)

担当地区	人権擁護委員	
川辺地区	柏木 順治	中本 妙子
	藏光 好美	
中津地区	西 佳樹	原見 聖子
美山地区	友淵 洋司	原 正

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

人権に関する事、その他いろいろな問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

相談は、無料で、秘密が外部に漏れることはありません。

●人権週間中の特設人権相談日は、下記のとおりです。

川辺地区	社会福祉協議会 相談室	12月5日(木) 13時～15時
中津地区	中津支所 会議室	
美山地区	保健福祉センター 1階会議室	

### 全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します!!

- 期間 11月18日(月)～24日(日)までの7日間
- 時間 8:30から19:00まで  
(ただし、土・日曜日については、10:00から17:00まで)
- 電話番号 ☎0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)  
※PHSおよび一部IP電話からはご利用できない場合があります。
- 相談内容 夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権のなんでも相談。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

■お問合せ 和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

### 令和元年度 第37回和歌山県小学校 人権の花運動 写真コンテスト



### 11月 1日～11月30日 同和運動推進月間 11月11日～12月10日 人権を考える強調月間 12月10日 世界人権デー

■お問合せ 教育委員会 教育課内 日高川町人権推進会 ☎22-8816

「人権」、それは誰もが持っている  
かけがえのないもの。  
考えてみませんか、私の人権、  
あなたの人権。

## 御坊税務署からのお知らせ

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です。  
今年のテーマは「暮らしを支える税」です。

◎この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

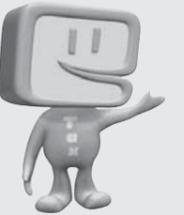
税理士による無料税務相談の実施:11月13日(水)10時～16時 オークワロマンシティ1階EVホール前

◎第28回「ごぼう税金クイズ」

■応募期間:11月1日(金)～11月15日(金) ■当選発表予定日:11月27日(水)

毎年恒例の「ごぼう税金クイズ」が公益社団法人 御坊納税協会の主催により行われます。

応募用紙は、税務署、市役所、各町役場、納税協会に置いてあります。奮ってご応募ください。



◎年末調整説明会の開催日程について

日	時	会場
令和元年11月15日(金)	13:15～15:00	御坊市民文化会館
令和元年11月21日(木)	13:15～15:00	JAアグリセンターみなべ

※両日とも消費税軽減税率制度説明会を15:10～16:00に開催いたします。

◎スマホ×確定申告 いつでもどこでもスマホで申告!

- ①スマホで国税庁ホームページから所得税の確定申告書を作成
- ②必須項目を入力すれば税金を自動で計算
- ③申告書の提出は自宅からe-Taxで送信 ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

◎所得税・消費税の確定申告について

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になりました。

方式	必要なもの
マイナンバーカード方式	①マイナンバーカード ②ICカードリーダー ※令和2年1月からはICカードリーダーのほか、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(一部の端末のみ)で対応可
ID・パスワード方式 ※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。	①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号) ③本人確認書類(運転免許証など) ※①②は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行。国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用可。

◎国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、

スマートフォンで所得税の確定申告書が作成できます。

- ▶給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。
- ▶令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

■お問合せ 御坊税務署 ☎22-0695 【税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

## 11月・12月は《合同滞納整理強化月間》です。

町税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税収確保に取り組みます。

税金を滞納すると本来納めるべき税金の他に延滞金を納付しなければなりません。滞納したまま放置すると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、給与や不動産など財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期内に納税してください。 ※納税相談:平日の昼間、仕事の都合などで役場にお越しにならない方は、下記担当課までご連絡ください。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841